

NPO法人制度の概要編

香川県政策部男女参画・県民活動課(香川県庁 本館7F)

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3174

FAX 087-831-1165

メール kenmin@pref.kagawa.lg.jp

制度の概要編 目次	
1	特定非営利活動促進法（NPO法）について 1
2	法人格の取得について
	（１）法人格取得のメリットと生じる義務 1
	（２）他の法人格との比較 2
3	NPO法人の特徴について
	（１）活動目的の要件 3
	（２）活動分野の要件 4
	（３）組織の要件 5
4	NPO法人の設立・運営について
	（１）NPO法人の設立 5
	（２）NPO法人の運営・管理 7
5	認定NPO法人制度
	（１）認定NPO法人と特例認定NPO法人について 8
	（２）認定の基準 8
	（３）認定NPO法人、特例認定NPO法人になることによるメリット と生じる義務 10
	（４）認定手続き 12

本編において使用している省略語は、次のとおりです。

法	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
法 令	特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
法 規	特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
条 例	特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年条例第 30 号）
規 則	特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成 10 年規則第 50 号）
NPO 法人	特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）

（注）この手引きは、改正法施行日（令和 3 年 6 月 9 日）の法令に基づいて作成しています。

1 特定非営利活動促進法（NPO法）について

現在、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、社会的課題の解決のために自ら積極的に取り組む民間非営利組織（以下、NPO（=Non-Profit Organization）といいます。）の活動が注目され、その存在と重要性が広く認められるようになっていきます。これらの団体の中には、法人格を持たない任意団体として活動しているところも多数ありますが、事務所を借りたり不動産の登記をしたりするなどの法律行為を行う場合は、団体名義で行うことができない等の不都合が生じることがあります。このため、NPOが簡易な手続きで法人格を取得することができるよう特定非営利活動促進法（通称「NPO法」。以下、法といいます。）が、平成10年3月に制定されました。

これにより、NPOは県の認証を受け法務局で法人登記を行うことで、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）として法人格を取得することができ、法人として法律行為を行うことができることとなりました。

2 法人格の取得について

法人格を取得することにより、団体に生じる変化について、十分に検討を行い、最も適した法人格を取得することが大切です。

(1) 法人格取得のメリットと生じる義務

法人格を取得することによる一番の法的なメリットは、団体名義で契約を締結したり土地の登記ができたりするなど、団体がいわゆる「権利能力の主体」となり、団体の代表者個人としての名義を使うことなく、団体自身の名義で権利義務の関係を処理することができる点にあります。生じる義務としては、所轄庁への報告や法人登記にかかる諸手続き等が課せられる点にあります。広く市民に対し情報公開を行い、市民の緩やかな監視のもとに運営を行うこととなります。

また、法に反した場合は、過料が課せられるなど罰則規定もあり、任意団体として活動するよりも厳正な運営が求められます。活動に法人格が必要かどうか十分に検討し、活動に最も適した法人格を取得することが重要です。

	概要	説明
メリット	社会的信用の獲得	法人名義で事務所の賃貸や不動産の契約、法人名義で車などの資産購入ができます。 また、法人名義で銀行口座が開設でき、団体の経理が明確化するため、会計の透明性が確保でき、社会的信用の高まりに繋がります。
	事業の継続性の向上	代表者やメンバーが変わっても、組織が解散しない限り存続します。 また、会費、寄附金、助成金等の様々な資金調達の手段が増え、透明性が高く、社会的信用が高まれば、その活動を支援したいと思う人の増加につながり、会費や寄附金を集めやすくなります。
義務	事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出	法に基づき毎事業年度終了後3か月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成し所轄庁に提出するとともに、書類の作成から5年間、役員名簿及び定款等とあわせて事務所に備え置いて、法人の社員その他の利害関係人に閲覧させなければなりません。利害関係人の詳細については、運営編p.17をご覧ください。
	登記	NPO法人は設立の登記により成立しますが、その後も登記事項（組合等登記令第2条）に変更が生じた場合は、その都度、変更の登記をする必要があります。

(2) 他の法人格との比較

法人には、NPO法人以外にも様々な種類があります。一般社団法人・一般財団法人・労働者協同組合との比較表を掲載していますので、検討する際の参考に活用してください。

【法人格による比較表】

法 人 名	NPO法人	認定NPO法人	一般社団法人	一般財団法人	労働者協同組合
根 拠 法	特定非営利活動促進法 (通称：NPO法)		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (通称：一般法人法)		労働者協同組合法 R4.10施行
性 格	非 営 利				
目 的 事 業	特定非営利活動(法第2条第1項別表の20項目)を主目的		目的や事業に制限はなく、公益事業、収益事業、共益事業等可		労働者派遣事業を除いて制限なし
設 立 方 法	所轄庁の認証後に登記して設立 (認証までに縦覧期間が必要)	所轄庁が認定	公証人による定款認証後に登記して設立 ※非営利型の場合は、非営利性が徹底した定款が必要		登記して成立
設 立 要 件	常時社員(※)10人以上		社員2人以上	設立者1人以上	3人以上の個人
役 員	理事3人以上 監事1人以上		理事1人以上 理事会・監事の設置は任意 ただし、理事会を設置する場合は理事3人以上。また、非営利型の場合は理事3人以上を要する。	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上	理事3人以上 監事1人以上
社員(組合員)との労働契約	不要(ただし、任意に労働契約を結ぶことは可能)				必要
資 本 金	不要			拠出財産300万円以上	必要
剰余金の扱い	分 配 不 可				従事分量配当
行政への報告	事業報告書等の提出 (事業年度終了後3か月以内)		—		事業報告書等の提出 (総会后2週間以内)
行政による監督	報告徴取、立入検査、措置勧告、措置命令、認証の取消し		—		報告徴取、立入検査、措置命令、業務停止命令、役員改選命令、解散命令
税 制 等	収益事業課税	収益事業課税 寄附金の税額控除等が適用	全所得課税 ただし、非営利型の場合は収益事業のみ課税		一定の条件のもとに 収益事業以外の事業については非課税
登記に要する費用	無料		11万円程度(認証手数料+登録免許税)		無料
そ の 他	(※)ここでの社員とは、NPO法人の最高意思決定機関である社員総会において議決権をもつ正会員のこと。				

3 NPO法人の特徴について

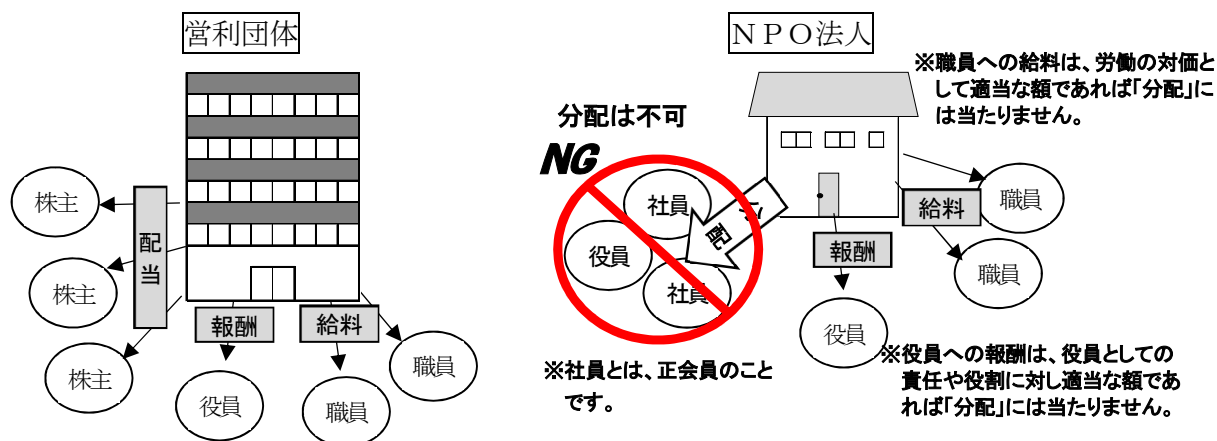
NPO法人になるには、法(第2条、第3条、第12条)に定められた活動目的、分野及び組織の要件を満たす必要があります。なお、設立時の基本財産や過去の活動実績の有無、実施事業規模などは法人の設立要件ではありません。

(1) 活動目的の要件

項 目	内 容
①不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること	いわゆる「公益」と同じ意味です。 簡単に言うと、「広く社会一般の利益」を意味するもので、特定の個人や特定の団体の利益(=「私益」)を目的とするものでないことはもとより、構成員相互の利益(=「共益」)を目的とする活動ではないことが要求されます。
②営利を目的としないこと※ →詳細は概要編 p. 4	NPO法人の活動により得た利益(余剰金)を、構成員(理事や社員)に形式的・実質的に分配したり、財産を還元したりしないということであり、収益が見込まれる事業が禁止されているものではありません。 また、NPO法人は、「特定非営利活動に係る事業」(本来の目的を達成するための事業=本来事業)の他に、「特定非営利活動に係る事業」に支障がない限り、本来の事業以外の事業(=「その他の事業」)を行うこともできます。その場合、「その他の事業」により収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。
③宗教活動を主たる目的としないこと	「宗教活動」とは、宗教の協議を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成することを言い、宗教法人法が対象とする団体は対象とはなりません。ただし、宗教団体の関連組織であっても、その組織自体が宗教の教義を広める等を目的としていなければ法の対象となります。
④政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと	「政治上の主義」とは、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則のことをいいます。例えば「民主主義」「社会主義」「資本主義」などがこれにあたるとされています。 ただし、政治によって実現しようとする比較的具体的なものである「政治上の施策」の推進等についてまで制限されているわけではありません。
⑤特定の公職の候補者、公職者又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと	「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び首長の職をいいます。これらの者を推薦・支持・反対するような活動は法により禁止されており、③・④が「主たる目的」とすることが禁じられているのとは異なり、法人の活動目的自体として行うことはできません。
⑥特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としないこと	NPO法人は、不特定多数の利益を目的として活動を行う法人であり、特定の者の利益のためにのみ活動を行うことはできません。
⑦特定の政党の利益を目的としないこと	NPO法人は、特定の政党のために利用してはならないこととなっています。

※ 営利を目的としないこととは

NPO法人の活動による利益（余剰金）を構成員（理事や社員）に分配してはならないということであり、サービスの提供（例：障害福祉サービス、介護サービス、清掃など）や物販（例：農作物の販売など）により収入を得ることは問題ありません。ただし、その利益を配当の形で分配することはできません。利益を配当等により分配するのは営利団体です。



(2) 活動分野の要件

NPO法人の活動は、法により20項目の分野が規定されており、次の特定された分野のいずれかに含まれる活動を、「特定非営利活動」として行う必要があります。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ ①から⑱の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ ①から⑲の活動に準ずる活動として県条例で定める活動（本県では定めていません）

(3) 組織の要件

団体の活動目的が(1)に、活動分野が(2)に合致すれば、NPO法人に必要な組織要件を満たすよう社員を集め、役員の選任を行いましょう。

項 目	内 容
①社員が10人以上であること	社員とは、NPO法人の最高意思決定機関である社員総会において議決権を持つ正会員のことであり、10人以上いることが要件となっています。 なお、個人、法人、人格のない社団等(いわゆる任意団体)のいずれも社員となれます。また、国籍、成年・未成年の別や住所地等の制限はありません。(ただし、民法では、未成年者が法律行為を行う場合は法定代理人の同意が必要であることが規定されており、注意が必要です。)
②社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと	団体の民主的運営を保障する観点から、理事の恣意による団体の支配を招くことがないように、NPO法人の設立趣旨や活動目的に賛同する個人・法人等の入会を不当に妨げるような条件を設定してはなりません。
③理事3人以上、監事1人以上を選任すること	NPO法人の運営に携わる役員については、理事3人以上、監事1人以上が必要です。役員の詳細については、設立編p.18をご覧ください。
④役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること	事業による利益を、役員に対する報酬(給与や賞与)という形で不適正に運用されることを防止するための要件です。 この場合の「報酬」とは、あくまでも役員(理事又は監事)としての職務の範囲内の行為に対する対価を指しており、役員としての職務の範囲外の行為(例えば、役員が特定非営利活動法人の職員を兼ねているような場合の職員給与)に対する対価は、この報酬にはあたりません。
⑤暴力団でないこと、暴力団若しくはその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと	所轄庁は、NPO法人(設立認証申請に係る団体も含まれます)について、暴力団に関する規定について疑いがあると認めるときは、理由を付して警察当局に意見を聞くことができます。

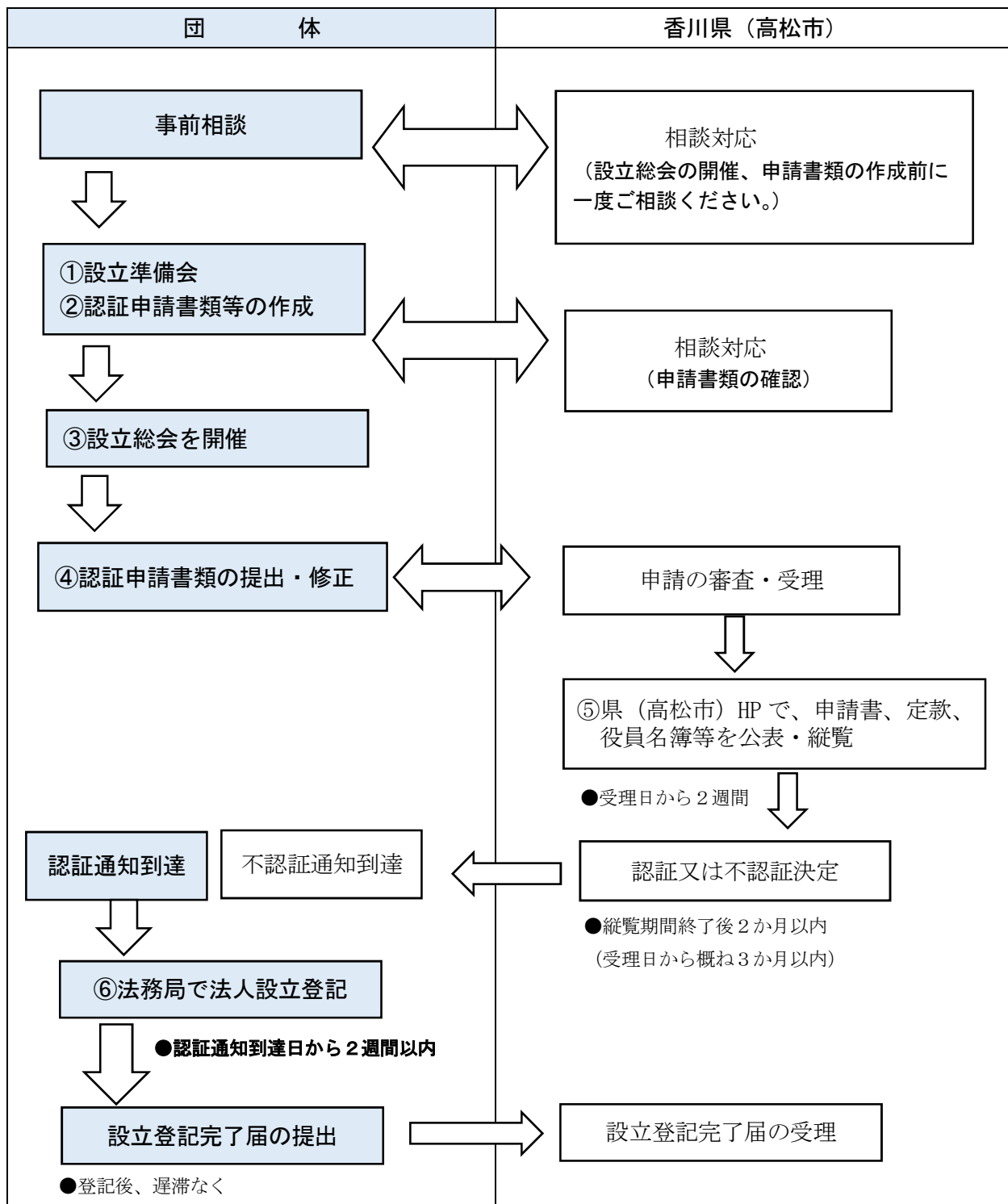
4 NPO法人の設立・運営について

(1) NPO法人の設立

NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県知事(その事務所が一つの指定都市の区域内にのみ所在するNPO法人にあたっては、当該指定都市長)、つまり香川県知事となっていますが、平成26年10月1日から、高松市内にのみ事務所を置くNPO法人の認証、閲覧、監督等の事務権限は高松市へ移譲しています。香川県内に主たる事務所が存在するNPO法人の担当窓口は下表のとおりです。

担当窓口の区分		主たる事務所の所在地	
		高松市	高松市以外の市町
従たる事務所の所在地	高松市または従たる事務所なし	高松市	香川県
	高松市以外の市町(県外含む)	香川県	香川県

所轄庁への申請後、2週間の縦覧期間を経て、所轄庁から2か月以内に認証・不認証の決定があります。認証の決定があった場合、法務局で登記をすることでNPO法人は成立します。
詳細は「設立編」を参考にしてください。



(2) NPO法人の運営・管理

NPO法人には、総会の開催や所轄庁への書類の提出など、その運営について法に規定されています。その義務を怠ると、法に抵触することとなり、場合によっては理事や監事に過料が課せられることがありますので注意しましょう。

詳細は「運営編」及び「管理編」を参考にしてください。

項目	内容	根拠法令
総会の開催	毎事業年度、少なくとも1回は通常総会をしなければなりません。 また、社員総会の通知は総会の日より少なくとも5日前にしなければならないなど、その運営について法に規定されています。	法 14 条の 2 法 14 条の 3
定款の変更	定款は法人運営の核となる根本規定です。この定款を変更しようとする場合は、設立と同様に所轄庁の認証が必要な場合があります。	法 25 条 法 26 条
事業報告書の備置き等及び閲覧	毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類、財産目録、年間役員名簿、10人以上の社員名簿を作成し、5年間事務所に備え置くとともに、社員等から閲覧の請求があった場合は、原則閲覧させる義務があります。	法 28 条
事業報告書の提出	事業報告書及び計算書類等は、事務所に備え置くとともに、事業年度初めの3か月以内に所轄庁に提出する必要があります。 3年以上にわたり提出しない場合は、所轄庁は認証を取り消すことができます。	法 29 条 法 43 条
役員の変更	役員に変更があった場合は、所轄庁に届け出る必要があります。 また、理事長など代表権を有する者の氏名、住所等に変更が生じたときには、2週間以内に法務局に登録する必要があります。	法 23 条 組合等登記令3条
解散	NPO法人の解散は、社員総会の決議や社員の欠乏、合併等、法により解散事由が規定されています。事業を実施していなくても、解散しない限りは、法による義務は継続します。	法 31 条
合併	社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます。合併に際しては、所轄庁の認証が必要です。	法 33 条
所轄庁による監督等	所轄庁は、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、業務及び財産の状況を報告させることができ、必要に応じて職員による立入検査をすることができます。 また、NPO法人が設立認証の要件を欠くと認めるときやその他法令違反や運営が著しく適正を欠くと認めるときは改善のために必要な措置を取るよう命ずることができます。 さらに、改善命令違反し改善が図られない場合は認証の取消しをすることができます。	法 41 条 法 42 条 法 43 条
罰則規定	組合等登記令に違反し登記を怠ったとき、定款変更に係る登記事項証明書の届出や事業報告書の提出を怠ったときなどは、NPO法人の理事、監事は20万円以下の過料に処せられます。	法 80 条

5 認定NPO法人制度

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置であり、所轄庁が一定の要件を満たすNPO法人について認定を行う制度です。

(1) 認定NPO法人と特例認定NPO法人について

NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、一定の基準に適合したものが認定NPO法人になることができます。認定NPO法人になると、その法人に寄附した人（寄附者）が税制上の優遇措置が受けられるほか、認定NPO法人自身も税制上の優遇措置が受けられます。認定を受けるためには、多くの市民から支えられているかどうかをはかるパブリック・サポート・テスト（以下、PSTといいます。）や共益的な活動（会員等に対するサービスや会員相互の交流会など）が占める割合が50%未満であることなど、厳しい基準があります。

また、平成24年の法改正により設立間もないNPO法人で寄附を十分に集めていない法人であっても、認定NPO法人の認定基準のうちPSTを除く基準を満たす法人を特例認定NPO法人として認定することで、税制上の優遇措置が受けられることとなりました。

	認定NPO法人	特例認定NPO法人
説明	NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、一定の基準（PSTを含む。）に適合したものととして、所轄庁の認定を受けたNPO法人。（法第2条第3項、法第44条第1項）	NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいう。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（PSTは含まない。）に適合したものととして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人。（法第2条第4項、法第58条第1項）
要件	8つの要件に適合	PSTを除く7つの要件に適合
有効期間	認定の日から5年間、更新あり	特例認定の日から3年間、更新なし
申請可能法人	設立後2回の決算を終えた法人	設立後2回の決算を終えた法人で、設立から5年以内の法人

(2) 認定の基準（法第45条、法第59条）

- ・PST※に適合すること（特例認定NPO法人は除く）。
- ・事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ・運営組織及び経理が適切であること。
- ・事業活動の内容が適正であること。
- ・情報公開を適切に行っていること。
- ・事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ・法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ・設立の日から1年を超える期間が経過していること。また、特例認定については、設立の日から5年が経過していないこと。

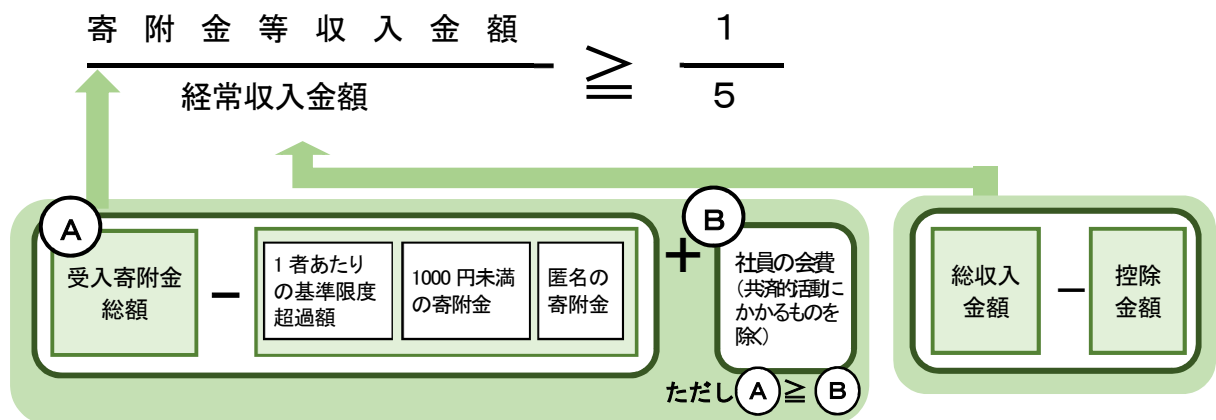
※ P S Tとは（認定NPO法人の認定のみ）

多くの市民から支えられているかどうかを寄附ではかるもので、経常収入金額に占める寄附金等の収入額の割合が5分の1以上である相対値基準と、年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である絶対値基準があります。

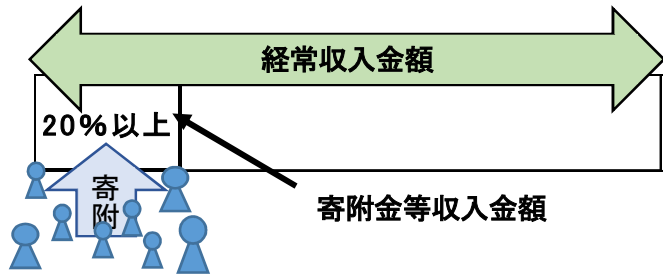
P S Tにおける「寄附金」の条件には、寄附者の住所・氏名が明らかであることや任意性があること（強制でないこと）などの要件があります。

詳細は認定に係る手引きをご覧ください。

相対値基準

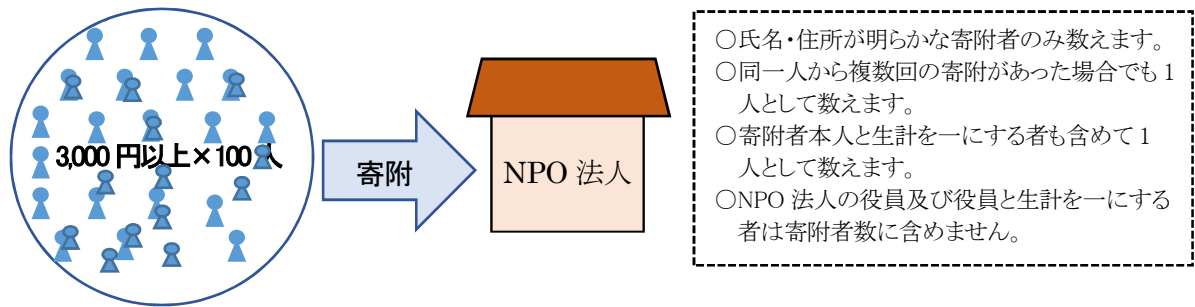


- ※ 寄附金とは「支出する側に任意性があること」と「直接の反対給付がないこと」の2つの要件を満たすものであり、賛助金・助成金の名称であっても寄附金になることがあります。
- ※ 1者あたりの基準限度超過額とは、同一の者からの寄附金の合計額のうち、受入寄附金総額の10%を超える部分の金額です。
- ※ 控除金額には、国や県からの補助金や委託料、氏名や名称が明らかでない寄附金などが含まれます。
- ※ 年間の平均収入額が800万円未満で3,000円以上の寄附者が50人以上の場合は、小規模法人の特例で簡易な計算式によるP S Tを選択できます。



絶対値基準

3,000円以上の寄附者が、年平均100人以上であること



(3) 認定NPO法人、特例認定NPO法人になることによるメリットと生じる義務

認定NPO法人及び特例認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」という。）になることの一番のメリットは、寄附者に対する税制上の優遇措置により寄附が集めやすくなることです。税制上の優遇措置を受けられる法人であるためには、認定後も運営組織、経理及び情報公開等の適切性が一般的なNPO法人以上に求められるほか、事業報告書の提出に加え、提出する書類も増えます。

また、行政による監督も一般的なNPO法人に比べ厳しいものとなっています。

① メリット

社会的信用が高まる。	認定には、公益性や組織・経理の適切性、事業内容の適正性が求められることから、社会的信用が高まります。
税制上の優遇措置により寄附が集めやすくなる。	
個人が寄附した場合	寄附した個人の所得税の計算において、寄附金控除の対象になります。 また、個人住民税の計算において寄附金税額控除の対象になるとことがあります。
個人が現物資産を寄附した場合	個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。 また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます。
法人が寄附した場合	寄附した法人の法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられています。
相続または遺贈により財産を取得した者（相続人）が相続財産を寄附した場合 ※特例認定NPO法人には適用されません。	寄附した人の相続税の計算において、その寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。
法人税等の負担が減る場合がある。 （みなし寄附金制度） ※特例認定NPO法人には適用されません。	収益事業に属する資産のうちから、その収益事業以外の事業のために支出した場合、この支出を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入できます。
組織の強化につながる。	認定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、法人の内部管理を強化することができます。

② 生じる義務

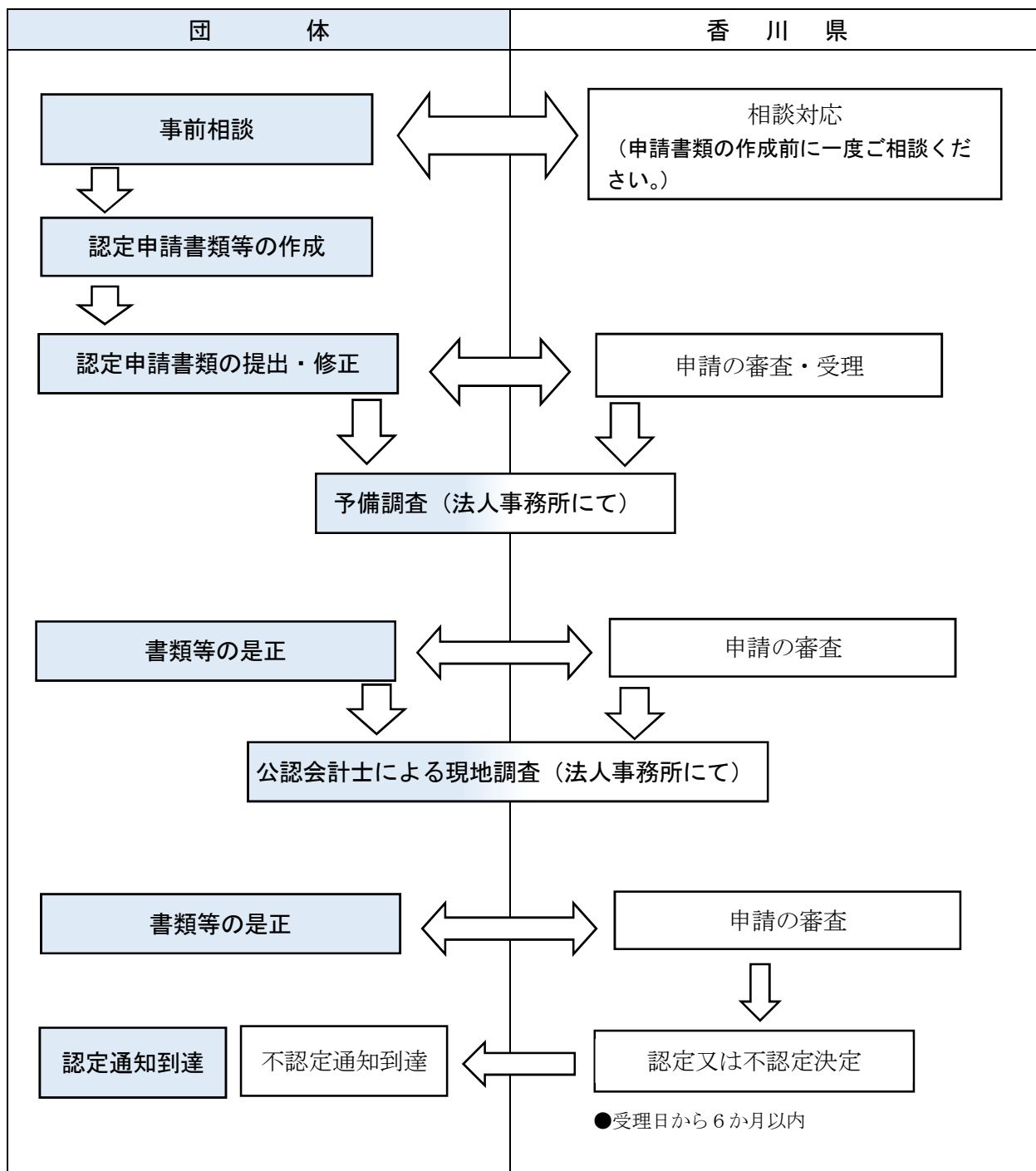
NPO法人は、広く市民に対し情報公開を行い、市民の緩やかな監視のもとに運営を行う必要がありますが、認定NPO法人等にはより適正な運営が求められます。このため、情報公開の徹底が求められるほか、適正な寄附金の管理が求められます。また、一般的なNPO法人に比べ所轄庁の監督も厳しくなっています。

情報公開の徹底が求められる。	NPO法人には事業報告書や計算書類等を事務所に備え置き、社員または利害関係者から要求があった場合は、原則閲覧させなければならないこととなっていますが、認定NPO法人及び特例認定NPO法人は、社員または利害関係者以外からも要求があった場合には、閲覧させる義務が生じます。(法 52 条) また、前事業年度の収益の明細や助成金の支給実績など、閲覧書類も増えます。
事業報告書に加え、所轄庁に提出する書類が増える。	事業報告書に加え、毎事業年度、役員報酬規程及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁に提出しなければなりません。 ただし、役員報酬規程と職員給与規定については、既に提出しているものから変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です。
適正な寄附金管理が求められる。	寄附者は税制上の優遇措置が受けられることから、寄附金台帳の作成や領収書の発行など、寄附金の管理を適正に行う必要があります。
所轄庁の監督が厳しくなる。	所轄庁は、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分または定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、業務もしくは財産の状況を報告させることができ、必要に応じて職員による立入検査をすることができますが、認定NPO法人等の場合は、相当な理由がなくとも、疑いがあると認められる場合に立入検査ができることとなっています。
認定基準に適した運営が求められる。	認定NPO法人の認定期間は5年間で、更新時には認定期間中の状況が審査されます。よって、更新を希望する法人は常に認定基準を念頭に適切な運営を図る必要があります。

(4) 認定手続き

認定NPO法人及び特例認定NPO法人の認定は県で行っております。

県に申請後、職員が法人事務所を訪問し予備調査を実施後、公認会計士による経理関係書類等の現地調査を経て6か月以内に決定があります。認定NPO法人の認定は5年間で、更新を希望するときは認定期間満了の3か月前までに更新申請が必要です。(特例認定NPO法人については、認定期間は3年で更新はありません。)



認定NPO法人・特例認定NPO法人になるための
手続きなどについては、認定に係る手引きをご覧ください。